

市第69号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成20年11月27日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年3月横浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第 一 種 電 柱	1本につき1年	2,200円
	第 二 種 電 柱		3,400円
	第 三 種 電 柱		4,600円
	第 一 種 電 話 柱		2,000円
	第 二 種 電 話 柱		3,100円
	第 三 種 電 話 柱		4,300円
	そ の 他 の 柱 類		200円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20円
	地下に設ける電線その他の線類		12円
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1個につき1年	1,900円
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,900円

	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,700円
	広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,500円
	そ の 他 の も の	占用面積1平方メートルにつき1年	3,900円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	83円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		240円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		350円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		470円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		830円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200円
	外径が1メートル以上のもの		2,400円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			3,900円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		4,200円
	地下に設ける通路		2,500円
	そ の 他 の も の		3,900円
法第32条第1項第6号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	85円

施設	そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1月	850円
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	850円
		そ の 他 の も の	表示面積1平方メートルにつき1年	8,500円
	標 識		1本につき1年	3,100円
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	85円
		そ の 他 の も の	1本につき1月	850円
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	85円
		そ の 他 の も の	その面積1平方メートルにつき1月	850円
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	8,500円
		そ の 他 の も の		4,200円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				390円
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建 築 物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	そ の 他 の も の			Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.011を乗じて得た額
	そ の 他 の も の			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.011を乗じて得た額
	そ の 他 の も の			Aに0.025を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

道路占用料を改定する等のため、横浜市道路占用料条例の一部を改正したいので提案する。